

## 平成 30 年度 第 9 回播磨町農業委員会議事録

1、会議開催日時 平成 30 年 12 月 17 日（月） 午後 4 時 00 分～午後 5 時 10 分

2、会議場所 播磨町役場 3 階 A 会議室

3、出席委員氏名

1 番 佐伯 幸男	2 番 福壽 洋三	3 番 日和佐 修	4 番 井澤 信良
5 番 藤谷 昇	6 番 三宅 孝英	7 番 浅原 清治郎	8 番 梅谷 良治
9 番 岩本 宏司	10 番 澤田 秀隆		

出席委員 10 名 欠席委員 0 名

4、農業委員会事務局職員

事務局長 坂上 哲也 主事 永井 愛 主査 井上 瞳

5、議事日程

第 1 議事録署名人の指名

第 2 議案第 14 号 農地法第 4 条の規定による許可申請審議のこと

議案第 15 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出のこと

議案第 16 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出のこと

## 平成30年度 第9回播磨町農業委員会

日時：平成30年12月17日

開会 午後4時00分

○議長

ただ今から、平成30年度第9回播磨町農業委員会を始めさせていただきます。本日は、全員出席ということでございますので、定足数に達しております。

次に、本日の議事録署名委員でございますが、三宅委員さんと淺原委員さんにお願いいたしますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、議事を進めさせていただきます。

議案第14号「農地法第4条の規定による許可申請審議のこと」を議題といたします。事務局、説明をお願いいたします。

○事務局

議案朗読及び説明

○議長

事務局の説明は終わりましたので、それでは、現地調査をされた三宅委員さん、説明をお願いいたします。

○三宅委員

現地確認は12月13日に行いました。場所的に説明しますと、信号がございまして、そこから東のほうへ道があります。喫茶店の裏側ですけれども、これを池のほうへ行ったところの土地でございます。矢印のあるところの下側です。右側は排水路が走っています。

それとその [ ] と書いてある前、ここに田んぼがあるのですけれど、[ ] との間、ちょうど今回の申請地ですけれど、この間にも現状、米をつくっております。植えられた跡があります。それで見ますと、排水がこれできるのだろうかと、見た感じではもう道から造成しており、道から土がそのまま積んでいて、それでこの田んぼだけがこう残っているので、溝から入ってくるほうはこのちょうど信号があるところに、水が入ってくる水路があるのですけれ

ど、ここから出るのかなと、今見た感じ、出るような感じはしないのですけれども、それでも水利のほうに確認しますと、いや、それで排水ができるということなので、現状のままで同意をしたということです。それでいいのかなと思っております。

それから写真ですが、一部ハウスがありますけれども、それも了解を得ているということなので、問題ないかなと思います。以上です。

○日和佐委員 三宅さん、この道路は、大型は通れないですよね。

○三宅委員 4メートルあるので通れるとは思います。

○日和佐委員 そうですか。

○三宅委員 要は、もう境界も何もなしに道からズドーンとこのままもう既に地上げされていて、いつしたのかは知りませんが、見に行くともう既に埋めてありました。

○議長 事務局の説明の中で、以前は何に使っていたと言っていましたか。

○事務局 水稲栽培をしようと思って、農地を取得したみたいなのですが、それがうまくいかなかつたようです。その時に駐車場として貸してほしいという話をもらったそうです。

○議長 これ所有者は [ ] さんになっていますよね。

○梅谷委員 事務局、[ ] さんになった年数は分かりますか。

○佐伯委員 [ ] の [ ] に3条でここへかかっています。それで [ ] さんが取得されていますね。

○日和佐委員 いや、そのときには、組合長さんが農機具、トラクター持つて来られるのかいう話をしていたと思います。

○浅原委員 この始末書の内容は何が書いてあるのですか。

○三宅委員 造成でしょう。

○事務局 水稲栽培をすべく、ビニールハウスを設置するために造成したもの

ですが、栽培事業が頓挫したため、現在の状況となっております。

また、耕作目的でありましたので、この農地法の手続にも必要ないと考えてそのままにしていたということです。

○淺原委員 それが始末書になるのですか。

○梅谷委員 造成したのはこの間でしょう。新しかったように思いますけれど。

○三宅委員 いつ造成したのかは、私も知りませんが、見た感じではこれはちょっと前にさわったように思いますね。それでも、あそこにビニールハウスがあって、そこだけは造成していません。だから、排水は道路側につけるものだと思っていたのですが、そのビニールハウスのところをつたって出ていくということで同意をしているということです。

○議長 いや、悪く考えると、先ほど佐伯委員のほうから [ ] の [ ] に3条で申請しているということで、もうつくる気がなかったのに出して、何年か経ったから、もう出してもよいかという形で出てきているなら、ちょっとそれはどうかと思いますね。

○淺原委員 始末書の内容が問題ですよ。その水稻栽培するために埋めたのだったら農地として利用するわけで良いと思います。だから別に始末書出す必要ないと思います。

○梅谷委員 このハウス自体も新しいですよ。古いハウスじゃないと思います。造成したと同時に建てたようなハウスで、中は何にもさわっていません。ただハウスがあるだけのように思うのですが。

○淺原委員 だから、始末書が大事なのですよ。

○三宅委員 これ見た感じは、許可もなしに先に造成していますよ。

○淺原委員 いや、水稻栽培するために地をあげたのだったら、農地利用だから全然問題ないはずですよ。

- 三宅委員 あれは水稻栽培をするための造成じゃないと思います。
- 淺原委員 それこそ違法じゃないですか。でも、それは水稻栽培をしようとして地をあげたのでしょうか。違いますか。
- 日和佐委員 駐車場のためだと思います。
- 事務局長 いや、そうじゃないですよ。水稻栽培のために盛り土したと。
- 淺原委員 それが偽装だったら、問題ですよ。
- 議長 見られた方は水稻栽培用の地上げではないと判断するわけですね。今回駐車場にしたいから、土を盛った。それが許可を得る前に盛つてしまつたから始末書を出したというふうに考えているわけですね。
- 梅谷委員 ハウスは見る限りは、新しいです。それも水稻栽培なんかしたような形跡はないですよ。
- 淺原委員 じゃあ、その始末書がおかしいわけですね。
- 岩本委員 そうですね、文面がね。
- 議長 やはり、その地上げが水稻栽培用ではないと違いますか。水稻栽培しようと思ったら、水も入れてあまり高くなつたらできないですね。
- 三宅委員 いや、水稻栽培はまた別で、別にこっちの許可というか、水利の許可も何もいらないですよね。その水を入れてではなくて、ポンプで水を循環しているだけの話ですからね。だからハウスについては別に問題ないけれど、私が一番心配したのは、その上の田んぼの排水ができないのではないかと思って、それで慌てて水利を呼んで、排水がないから、上の人が困るだろうと、入るのは入ってくるけれど、出るのは出ないだろうと言いました。
- 議長 それで、水利に確認したら何と。
- 三宅委員 それは、ハウスが低いところにあるから、そのまま流れていくから

それで良いと思いますということでした。

○事務局長 そうしましたら、やっぱりその盛り土の時期がいつであったかというのもあるので、それをまず聞き取りますから、そうしないと審議が進まないと思いますので。

○淺原委員 少なくとも、その始末書を書き直さないといけないと思います。

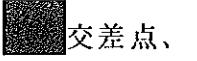
○議長 そうしましたら、これは一度保留にしておきましょうか。

○事務局長 そうですね。先にほかの届出を進めさせてもらってよろしいでしょうか。

○議長 はい。それでは、次に議案第15号を議題といたします。「農地法第4条第1項第7号の規定による届出のこと」を議題といたします。事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 議案朗読及び説明

○議長 はい、ありがとうございました。それでは、まず1番のほう、岩本さんよろしくお願いします。

○岩本委員 7ページを読んでいただきて、地図をご覧ください。交差点、T字路の交差点からずっとあがったところの東側の右手にあるさんというお名前の土地です。入り口に、写真は1ページの真ん中ですが、左の端に白い建物が少しだけブロックみたいのが見えていると思うのですが、入り口にガレージ、車庫があります。斜線の引っ張ってある中にそれが含まれております、もう古い車庫、ガレージは無断で、地上げして建ててしまっていると思います。それで、数年前御主人が畑、野菜等々をつくろうとしたのですが、なかなか土が畑の土にならないので、今はいわゆる雑草といいますか、何もしないで放ったらかしでありまして、この春にパイプも水道ももう切ってもらったと言われていました。もう周りはここしか、と

いうかちょうど右手の手前に田んぼがあるのですが、もうそれ以外  
はほとんど田んぼもなく、問題ないと思います。

○議長 説明は終わりました。委員の皆様方で御質問、いかがでしょうか。

○岩本委員 [REDACTED]道から見たらもう田んぼも何も見えないです。

○議長 この7ページの地図で見たら、ガレージというのは[REDACTED]さんの上に  
少しかぶっていますよね。

○岩本委員 そうです。そこです。

○梅谷委員 もう住宅地と一体になっていますよね。

○岩本委員 公園みたいに広いので、前に庭があるのですよね。それもひょっと  
したらもう地上げてしまっているかもしれません。300平米も  
ないように見えたのですけれどね。おっしゃるように、過去の話、  
四角のそのガレージとその上も何かありますよ。右側にあるのは田  
んぼなのですが、[REDACTED]さんというお家のすぐ下、そこは庭になって  
いて、そこもひょっとしたら前に造成しているのかもしれません。

○議長 今回は施設の概要に宅地と書いてあるけれど、とりあえずは何かを  
建てる予定はないですか。

○岩本委員 ないみたいですね。

○議長 農地を宅地にして。

○岩本委員 もうそういうことです。それよりあとあと、売りやすいと思うので、  
宅地にしますということでした。

○淺原委員 これはどっちかと言ったら、もう農地じゃないでしょう。

○岩本委員 そうですね。現況はもう雑種地みたいですね。

○議長 写真で見る限り、かなり植木がありますよね。

○岩本委員 はい。植木があります。

○議長 植木のところは含まないのですか。

- 岩本委員 いや、この広さはそこまで入っていると思います。白いそのプロックづくりの車庫とその家側の土地も、今おっしゃる植木のところも勝手造成で埋める庭というか、そういうふうにされているのかなとは思います。
- 淺原委員 これは、もともと1軒の家でしょう。要するに家の前ですよね。
- 岩本委員 そうです。
- 議長 ほかにご質問ございませんか。なければ、市街化区域の転用ですので、農地転用届を受理することにいたしたいと思います。続きまして2番を現地調査されている梅谷委員さんお願ひします。
- 梅谷委員 8ページを開いていただきたいと思います。これ██████の██████の中も良いところの土地なので、それで斜線のある上側になる、ちょっと北側、これが██████さんの自宅となります。なので、自宅に引っいたところになっております。それで、この場所を見ると、周り全部が住宅なので、見に行く道もないです。だから、もう██████さんのほうからしか入れないです。今まで排水路があってそこから行けていたのですけれど、何か排水路を取り込んでしまったみたいで、見に行く場所もないようなところでした。奥さんに生前贈与するため行政書士にお願いしたら、ここが農地になっていたということで、できたらもう宅地に変えてくださいという、そういう話でした。
- 議長 生前贈与するために、整理をしておこうという感じですか。ご質問がなければ、市街化区域の転用ですので、農地転用届を受理することにいたしたいと思います。 続きまして、議案第16号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出のこと」を議題といたします。事務局のほう説明をお願いします。
- 事務局 議案朗読及び説明

- 議長 それでは調査をしていただいた三宅さんお願ひします。
- 三宅委員 地図は11ページです。[REDACTED]の交差点のちょうど角っここのところです。そして写真は2ページの一番上です。ここはずっと前から空き家です。当然、市街化調整区域があるのでけれど、今回その家の前の庭みたいなところにずっと以前に建てられたまま、そのままずっとときています。それで何で引っ越しされたのかはわかりませんけれども、もう家は古くなってしまっている形での案件になります。
- 議長 上はもう宅地になっているのですよね。
- 三宅委員 もう家は建っています。
- 梅谷委員 上は宅地でもう一緒に宅地の件とあわせて転売してしまうのでしょうか。
- 三宅委員 そうですけれど、空き家ですよ。
- 議長 これ地続きだと思うのですが、地番は[REDACTED]、[REDACTED]になっていますね。どうなっているのでしょうか。
- 淺原委員 これ、家がまたいでいますね。
- 三宅委員 そうだと思います。詳細はわかりませんけれどもね。
- 議長 それで三宅さん、この空き家の持ち主と今回届出している持ち主は同じ人ですか。
- 三宅委員 いや、私は知りません。
- 梅谷委員 今回は下だけですが、上もあわせてもうつぶしてしまうでしょう。それでも、同じ持ち主かどうかわからないですよね。
- 議長 この始末書の内容は、どういうような内容なのですか。
- 事務局 もう単純に農地転用することを知らず、宅地にしてしまいましたということです。
- 淺原委員 これは想像ですけれど、持ち主が一緒で宅地が建っている部分は転

用したけれど、していないところもやってしまったとそんなイメージじゃないですか。

○三宅委員 そういうことでしょうね。今回売ろうかということで出していったら、こうなっています。

○淺原委員 売るときしかこのような問題は出ないですからね。

○三宅委員 住居表示は [ ] になっているのですけれども、これ土地からいくと [ ] になります。

○梅谷委員 水利からいいたらこれ [ ] ですよね。

○三宅委員 そうですね。

○議長 ほかにご質問ございませんか。市街化区域のこれも転用ということを受理することにいたします。それでは、先ほどの許可の案件にもどりましょうか。

○事務局長 議案第14号の件ですが、造成については水稻栽培をするためにビニールハウスを設置するのに盛り土をしたということです。それで盛り土をしたのですけれども、水稻栽培が頓挫した、うまくいかなかつたためにビニールハウスは撤去したそうです。この始末書をもらっている意味なのですが、本来その水稻栽培を終えた時点で農地に戻すべきだったところをそのまま盛り土したまま、栽培とか、農地に使用せずそのまま放置していたということで、今回この始末書のほうをもらっているということです。

○淺原委員 でも、畑はできますからね。それなら、始末書は要らないと思いますよ。

○事務局長 それを放置していたということなので、始末書をもらったということです。

○三宅委員 そのための始末書は要らないけれど、宅地にするために先、許可を

もう前に違反しているわけだから、そのための始末書、内容は違うけれども、始末書は要るでしょう。

○淺原委員 いや、水稻栽培として地上げをしたと言うなら、それは要らないですね。

○三宅委員 それは要らないけれど、今回こうして駐車場にしますよと出してきた。でも、既に地上げしてしまっていたわけなので、許可を得る前に地上げしたのだから、それは、始末書をもらわないといけませんよね。

○事務局長 それなら始末書の意味の内容がまた違ってきますね。

○淺原委員 今説明された内容やったら、始末書は要らないですよ。

○三宅委員 先に、許可も得んと盛り土をしとるわけですから、盛り土してしまったから今中断していますという内容の始末書をもらわないとおかしいのと違いますか。

○淺原委員 いや、悪く考えますと、もともと農地として使用する意思がなかつたということですよね。

○議長 悪く考えるとね。

○淺原委員 今の説明が本当だったら、今は水稻栽培用の用地があるのだけれど、それを駐車場用地に転用したいと、そういう申請を本来出すべきですよね。

○三宅委員 内容はそうですよね。だからそういう始末書が要りますね。

○議長 ここで水稻栽培すると言ったって、田植の機械も持ってきてないといけないし、本当なのかなという気はしますね。

○淺原委員 買った時点で何かその気がなかったような気がしますね。

○議長 それで時間が経ったからもうそろそろというような。

○淺原委員 これ、将来のためちょっと確認しますけれど、3条申請で申請を受

けて、それで耕作すべきところを耕作しなかった場合、罰則はあるのですか。

○佐伯委員 いや、罰則はないですよ。

○浅原委員 罰則はないのですか。

○事務局長 はっきりと確認しないといけないのは、今も申請者としてはここを水稻栽培するためにまずは造成をしたという事実なのですけれど、何らかの根拠をもって明らかにそこを最近造成したものだと言えるのかどうかっていうのも一つあるのかなとは思います。申請書ではビニールハウスをつくるために造成したとありますから。

○三宅委員 今知ってびっくりしましたからね。始末書ありとあるから、内容は私が今言ったように先にしてしまったから、出しているのかなと思っていました。造成したところは新しくて、まだ草が生えていないので、そういう形でやられたのかなと思いました。だから始末書についてはそういう先にやってしまったというので、申しわけありませんという話やったのだろうと思ったのです。

○議長 でも、稻美町のほうで農業されているのですよね。

○日和佐委員 多分されていると思います。でないと買えないと思いますね。

○事務局長 だから、そこが本当は最近造成したのでしょうかっていうところですよね。

○梅谷委員 見た感じはもうこの間造成したという状態ですね。

○日和佐委員 草が生えてきますもんね。草が生えてないと言ったら、最近ですね。

○議長 三宅さんも梅谷さんにも、もう現地も確認していただいていますし、改めてその██████さんを呼んで現地を確認するというのね。この案件、どうしましょうか。

- 梅谷委員 いや、始末書をもう一度やり直してもらったら。
- 日和佐委員 それしか方法ないと思います。
- 淺原委員 要件は満たしているわけだから、それは異議ないですよ。
- 議長 どのような形でこの始末書を再提出していただきますか。
- 事務局長 事務局でもう一回きちんと確認させてもらいます。
- 議長 そうしたら事務局のほうでもう一度、行政書士さんか本人に聞いていただくことにします。
- 事務局長 はい。事実確認をして書類をきちんとさせていただきます。
- 淺原委員 ほかは事務局が調べてくれて要件が満たしているのでしょう。
- 事務局長 はい。
- 淺原委員 だから、その始末書だけの話ですね。
- 議長 そうしたら、この後は私のほうと事務局に皆さん任せていただけますか。

(異議なしとの声あり)

- 議長 これで本日予定いたしておりました議事は完了いたしました。次回は1月の21日月曜日、1時半からとなっておりますので、よろしくお願ひいたします。

上記のとおり、会議録を調整する。

平成 30 年 12 月 17 日

議長 澤田 秀隆

議事録署名人 三宅 孝英

議事録署名人 浅原 清治郎